

# 学部共通 授業運営指針

## ～2023年度 ダイジェスト版～

東京医療保健大学では、感染防止を図りつつ学生の皆さんに質の高い授業を提供できるよう、全学共通の「授業運営指針」を定めています。

医療や保健を学ぶ上で、演習や実習をはじめ対面授業に出席することはきわめて重要です。それと同時に、情報通信技術(ICT: Information and Communication Technology)が発達した現代では、ICTを活用した学びにも大きな意義があります。このため、大学では**対面授業と遠隔授業を今後も併用**し、皆さんがよりよい学生生活を送れるよう努めていきます。

### 活動レベルとは

本学は2022年度をもって、**対面授業の日数制限は原則廃止**しました。2023年度も引き続き遠隔授業を行います。これは皆さんの学修効果を高めることが主な目的です。

対面授業の方法は、感染状況に応じて学長が「**レベルA**」が「**レベルB**」を指定しますが、いずれも**登校制限はありません**。(感染状況が著しく悪化して国や自治体から要請があった場合に備えて「レベルC」や「レベルD」も設けていますが、これらを2023年度中に指定する予定はありません。)

また、「**密接を伴う演習**」や「**マスクを外す又は飲食を伴う課外活動**」の制限もありません。

| 活動レベル                       | A            | B      | C               | D                    |
|-----------------------------|--------------|--------|-----------------|----------------------|
| 対面授業の開講時限                   | 1～5時限        | 2～5時限  | 2～5時限           | 3～5時限                |
| 対面授業の登校回数/週の上限              | 制限なし         | 制限なし   | 平均で3回           | 実数で3回                |
| 教室定員に占める学生数上限               | 制限なし         | 概ね2/3  | 概ね2/3           | 概ね1/2                |
| 学内での昼食                      | 可            | 可      | 可               | 不可                   |
| 密接を伴う演習                     | 可            | 可      | 可<br>(教員が大学に届出) | 可<br>(教員が大学に届出)      |
| マスクを外すことが前提<br>または飲食を伴う課外活動 | 可(学内活動は届出不要) | 可(要届出) | 可<br>(要届出)      | 可<br>(教員立合時のみ可(要届出)) |

4月1日の時点では「レベルB」を指定します。

5月の連休後にCOVID-19の法的な位置づけが変わりますので、その後の感染状況を評価して「レベルA」への移行を検討します。



学長 亀山 周二

### 課外活動の取り扱い

スポーツや音楽など、マスクを外すことが前提の課外活動も実施可能です。

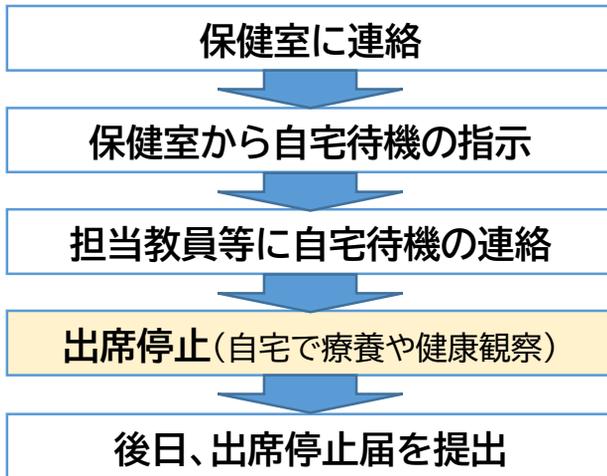
○ レベルAの場合：学内での活動は届出不要です。(学外活動届は必要です)

○ レベルBの場合：学内・学外に関わらず、活動の届出をお願いします。

※届出は、集団感染が発生した場合に迅速な対応を行うことが目的です。許可制ではないので原則受理します。

## 体調不良時の出席停止

体調が悪いと感じた時には、まず所属するキャンパスの保健室に電話で連絡をしてください。かぜ症状(発熱、咳、鼻水等)がある場合、決して**学生自身で「新型コロナウイルス感染症でない」と自己判断しない**でください。



保健室からの報告を受けて「感染のおそれ」があるか学校医が医学的に判断します。

この判断を受けて学長が出席停止を決定します。

(学校保健安全法第19条による)



保健室に連絡した後に所属学部・学科の指示に従って担当教員等に「自宅待機となった」ことを伝えてください。その後、保健室を通じて、学長が決定した出席停止期間が通知されます。この期間が明けたあとに、各キャンパス事務部に「出席停止届」を提出してください。

Q: 出席停止で休んだ場合も、欠席扱いになりますか？

A: **欠席扱いにはなりません。**例えば講義科目では「出席すべき日数」の2/3以上の出席がないと定期試験を受けられませんが、この「出席すべき日数」から出席停止日数が引かれます。定期試験の場合も、追試験などの代替措置が必ず行われます。

Q: 出席停止でも、遠隔授業には出席できますか？

A: **出席できます。**出席停止の期間中は遠隔授業も含めて「出席すべき日数」には入りません。しかし任意での出席はできますので、体調に問題がない場合は、**学修が遅れないよう積極的に参加**しましょう。ただし受診やPCR検査等がある場合は、それらを優先してください。

## ワクチン接種やPCR検査の取り扱い

ワクチン説明  
YouTube



### 【ワクチンについて】

大学では、**ワクチン接種に一定の効果があると考え、学生の皆さんにも接種をお勧めしています**(強制ではありません)。ワクチンに対する皆さんの疑問等については、学長や学校医がYouTube動画で説明していますのでそちらもご覧ください。

なおワクチン接種後に発熱した場合も出席停止とすることがあるので、保健室に相談してください。

### 【PCR等の核酸増幅検査について】

PCR検査は、演習や実習を継続する上で欠かせないものです。この検査に副反応はありません。そのため臨時の健康診断としてPCR等の核酸増幅検査を行うことがありますので、指示された場合は必ず受検してください。



学生の皆さんの声を聴き、よりよい大学づくりを進めます。お気づきの点は、お気軽に「学長あてインターネット目安箱」にご意見をお寄せください。

